

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書

政府が検討を進めている「民泊」制度の法制化は、近年全国的な課題となっている空室・空き家対策や、訪日外国人旅行者の急増による宿泊施設の不足に対応するための有効な政策であると考えます。

一方で、日本とは異なる文化や価値観を持つ外国人旅行者が、地域住民の生活の場において住宅等を利用することによるトラブルの発生を防ぐためには、宿泊施設として必要な衛生管理や安全性等の確保をルール化するなど、きめ細かな制度設計を行う必要がある。

よって、政府においては、「民泊」制度の法制化に当たり、地域住民・旅行者双方の安全と安心を確立し、地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住み良い生活環境を確保するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地域住民と旅行者の双方が安全に、かつ安心して「民泊」制度を運用できるよう、必要な基準を定めること。
- 2 「民泊」の運営に関する実態の監視や、さまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を整備すること。
- 3 地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により独自のルールを構築できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、  
内閣府特命担当大臣（規制改革）

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに  
無所属坂本きょう子議員